

自動証明写真機設置場所の貸付けに係る入札心得

■ 入札に当たっての注意事項

- ① 入札金額（総額）は、貸付期間中の貸付料の総額（消費税を加算しない金額）を記載してください。また、算出根拠となる月額を100円単位（税抜き）で記入してください。この算出根拠に記載する金額と、入札金額（総額）が一致しない場合は、無効な入札となります。
- ② 入札書に記入する金額は、入札保証金の20倍を超える金額とにならないようご注意ください。
- ③ 参加申込の前に、必ず物件（現地）を確認のうえ、入札に参加してください。
- ④ 入札時に立会いを希望される方は、郵便入札開札立会申込書をご提出ください。

■ 無効となる入札

- ① 所定の期日までに入札参加申込をしていない入札
- ② 入札に参加する資格を有しない者の入札
- ③ 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- ④ 入札書に記名押印がない入札
- ⑤ 入札保証金が期日までに入金されていない入札者の入札
- ⑥ 入札保証金が不足する入札（入札保証金の20倍を超える金額を記入した入札）
- ⑦ 一つの入札物件について同一の入札者が2通以上の入札書を提出した入札
- ⑧ 入札書の記載金額その他の入札要件が確認できない入札
- ⑨ 入札書の記載金額が入札金額の算出根拠に基づき算出される額と異なる入札
- ⑩ 所定の期日までに入札書を提出していない入札
- ⑪ 入札に関し不正行為があった者による入札（当該行為が契約締結前に明らかになったものに限る。）
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

■ 入札書の書換え等の禁止

提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

■ 入札の辞退

- ・入札参加申込後に入札を辞退する場合は、入札書等の提出期限までに「入札参加辞退届」を入札書提出場所に提出してください（様式は帯広市ホームページから取得できます）。
- ・期日までに入札書の提出がない方は、入札を辞退したものとみなします。
- ・入札書の提出前に入札を辞退しても、これを理由とした不利益な扱いを受けるものではありませんが、落札決定後の契約辞退については、今後実施する自動証明写真機設置場所に係る入札に参加できなくなる可能性がありますので、ご注意ください。

■ 同価格の入札

予定価格以上で最高価格となる同価格の入札が2以上あるときは、その旨を当該入札者に通知した上で、くじ引き（あみだくじ）によって落札者を決定します。立会人がいない場合は、くじ引きの参加について電話にて確認し、参加希望者が無ければ、当該入札事務に関係のない職員をもってくじを引かせるものとします。この場合、くじ引きを辞退することはできません。

なお、立会人が入札に立ち会っているときは、入札者の代わりにくじを引くことができます。

■ 再度の入札

開札の結果、予定価格以上の価格の入札がないときは、該当する物件について、再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、その前回の入札に参加した者のうち、無効とされなかった入札者に限ります。再度入札の実施については、電話等で再度入札の参加意思及び再度、入札書を提出できる日を確認し、開札日を別途、設定します。なお、再度入札は1回までとします。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合は、最高価格で入札した者と随意契約により契約をすることがあります。

■ 開札・落札者の決定

・開札は、立会人の面前で行ないます。ただし、入札者又はその代理人等の立会人が開札に立ち会うことができないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせます。

・有効な入札のうち、予定価格以上で最高価格の入札をした方を落札者と決定します。

・落札者には決定後直ちに、入札の結果を通知いたします。なお、入札結果は、帯広市のホームページで公表します。

・下記の条件に該当した場合、当該入札の落札を無効とし、**落札が無効となった入札者は、違約金として入札金額の100分の5に相当する額（円未満切上）を帯広市に支払うものとします。**この場合、当該物件の入札に参加している者のうち、次順位の者から順次見積書を徴取し、提示された金額が落札価格以上であれば、随意契約により契約を締結することができます。

- ① 落札した後に参加資格がないことが明らかになった時
- ② 落札者が契約の締結を辞退した時
- ③ 指定した期日までに契約を締結しない時
- ④ 入札に不正行為があったと認められる時
- ⑤ 法令等に違反する事項が生じた時